

I はじめに

筆者は先稿(1)において、大和国城上郡に本拠を構えた古代氏族・大神氏(2)の人物のうち、伝承上の存在と見られる大田々根子・大友主・石床と、五ノ八世紀に活躍が伝えられる身狭・特牛・逆・小鷗鷄・文室・利金・子首・高市麻呂らの事績を時系列的に取り上げて、この氏族の成立・展開過程について概観した。これを踏まえて本稿では、大神氏の複姓氏族(3)のあり方と、および全国的な分布状況を確認することで、この氏族が列島に展開した歴史的背景について検討を加えることとしたい(4)。

II 大神氏の複姓氏族

大神氏の複姓氏族としては、大神引田氏(5)、大神私部

氏、大神波多氏、大神真神田氏(6)、三輪栗隈氏、大神掃石氏、大神楳田氏、大神大網氏、これら計八氏が知られている(7)。先稿とも一部重複するが、改めて各氏族の動向を伝える記事を確認しておきたい。

まず、大神引田氏・大神私部氏・大神波多氏を取り上げる。大神引田氏は、『和名抄』大和国城上郡条に辟田郷(現在の奈良県桜井市白河付近に比定)があることから、この地を本拠とした氏族と推定される。ここには、曳田神社も鎮座している(『延喜式神名帳』大和国城上郡条)。この氏族の人物には、高句麗に派遣された三輪引田君難波麻呂(『紀』天武十三年(六八四)五月戊寅条)、山代班田司の史生であった大神曳田老人(天平勝宝七歳九月二十八日「班田司歴名」)、大神朝臣に改姓した大神引田公足人(『統紀』神護景雲二年(七六八)二月壬午条)などがいいる。大神私部氏の「私部」は、敏達六年(五七七)に后妃一

1 論文末に掲載

2 「神」「三輪」「大三輪」などにも作るが、最終的な表記をとって、本稿では「大神」氏で統一する。

3 論文末に掲載

4 論文末に掲載

5 「曳田」にも作るが、本稿では「引田」で統一する。

般の経済基盤として設置された部であり(8)『紀』敏達六年二月甲辰条)、全国の私部を管掌した中央伴造が、この大神私部氏であると考えられている(9)。この氏族の人物には、大神朝臣に改姓した大神私部公猪養がいる(『統紀』神護景雲二年(七六八)二月壬午条)。大神波多氏は、『和名抄』大和高市郡条に波多郷(現在の奈良県高市郡明日香村冬野付近に比定)があることから、この地を本拠とした氏族と推定される。ここには波多神社も鎮座している(『延喜式神名帳』大和高市郡条)。この氏族の人物としては、大神朝臣に改姓した大神波多公石持(『統紀』神護景雲二年二月壬午条)が見える。これら三氏は、神護景雲二年に同時に大神朝臣へ改姓しており、その時期もほかの複姓氏族より比較的事早いことから(10)、複姓氏族の中で最も本宗(11)に近い関係にあつたと考えられる(12)。

次に、大神真神田氏の「真神田」は、『紀』崇峻元年(五八八)是年条に、法興寺を建立した場所を「飛鳥真神原」と名付けたとあり(現在の奈良県高市郡明日香村飛鳥付近に比定)、この地に由来すると考えられている。この氏族の人物では、壬申の乱で活躍した子首が著名である。子首は乱が勃発した時には伊勢介の任にあり、鈴鹿関において大海人皇子を迎え(『紀』天武元年(六七二)六月甲申条)、のちに伊勢から大和へ侵攻した(『紀』天武元年七月辛卯条)。その後の具体的な活躍は不明であるが、『紀』天武五年(六七六)八月是月条の卒伝や、『三実』仁和三

年(八八七)三月乙亥条に見える大神朝臣良臣の言上(後述)によれば、子首は死に際して内小紫位を追贈され、さらに「大三輪真上田迎君」という諡を与えられたという。「迎」とは、大海人皇子を伊勢の鈴鹿関で迎えた功績を讃えたものと見られる。壬申年の功臣として褒賞を受けた人物は多いが、諡を賜ったのは子首が唯一の例であり、天武が子首の活躍を高く評価していたことがうかがえる。また、『統紀』大宝元年(七〇一)七月壬辰条では、天武朝に食封百戸を賜り、大宝令の施行後に改めて戦功の査定が行われ(13)、四分の一を子に伝世することが認められている。なお、加藤謙吉氏は『紀』天武五年八月是月条について、子首に「大三輪神真上田迎君」という諡が贈られたことだけでなく、この時に「大神真神田」という複姓も成立したことを示すと見ている(14)。たしかに『紀』天武元年六月甲申条・七月辛卯条には「三輪君子首」とあることから、この氏族の本来の氏姓は「三輪君」であり、後次的に複姓を名乗るようになったことが分かる。上記した加藤氏の指摘は首肯すべきであろう。

子首以降では、貞観から仁和年間にかけて、全雄と良臣の兄弟が知られる。全雄は、貞観四年(八六二)に大神朝臣に改姓したことが見える(『三実』貞観四年三月己巳条)。この時は左大史であり、その後、備後介・但馬介・勘解由次官などを歴任し、極位は従五位下であつた(『三実』貞観五年(八六三)二月十日癸卯条、六年(八六四)三月八日

6 「真上田」「麻加牟陀」などにも作るが、本稿では「真神田」で統一する。

7 論文末に掲載

8 岸俊男「光明立后の指摘意義」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、初出一九五七年)。

9 阿部武彦「大神氏と三輪神」(『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館、一九八四年、初出一九七五年)など。

10 論文末に掲載

11 論文末に掲載

12 論文末に掲載

13 佐藤信「壬申功封」と大宝令功封制の成立(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年、初出一九七六年)。

14 加藤謙吉「複姓成立に関する一考察」(『大和政権と古代氏族』吉川弘文館、一九九一年、初出一九七三年)。

甲午条、八年（八六六）正月八日乙酉条、十年（八六八）二月十七日辛巳条）。上記の『三実』貞観四年三月己巳条によれば、改姓前の氏姓は「真神田朝臣」となっているが、前述の子首は「大三輪真上田君」とあることから、貞観四年までの間に君から朝臣へ改姓したようである。また、この記事では「大神」が付されていないが¹⁵、『三実』仁和三年（八八七）三月乙亥条（後述）には「大神真神田朝臣」と見えることから、正式には「大神真神田朝臣」を称していたと思われる。

一方、全雄の弟である良臣も、左大史・肥後介・豊後介を歴任している（『三実』仁和二年（八八六）正月七日丁亥条、十六日丙申条、二月廿一日辛未条）。位階は、はじめ外従五位下に叙されたが（『三実』仁和二年正月七日丁亥条）、祖先の子首が「内小紫位」を賜ったことを引き合いに出して官に訴え、翌年に特例として内階を賜っている（『三実』仁和三年三月乙亥条）。この記事では、良臣の訴えに対して外記が「贈従三位大神朝臣高市麻呂・従四位上安麻呂・正五位上狛麻呂兄弟三人之後、皆叙内位」。大神引田朝臣・大神栲田朝臣・大神掃石朝臣・大神真神田朝臣等、遠祖雖同、派別各異」と述べており、大神真神田氏が大神氏の本宗や大神引田氏、後述する大神栲田氏・大神掃石氏と、同祖関係を形成していたことが知られる。

三輪栗隈氏は、栗隈県（『紀』仁徳十二年十月条）、栗隈大溝（『紀』推古十五年（六〇七）是歳条）、栗隈野（『続後

紀』承和元年（八三四）十月戊子条）、栗隈郷（『和名抄』山城国久世郡条）など、山城国に栗隈を冠した地名（いずれも現在の京都府宇治市大久保付近に比定）が確認できることから、この地を本拠とした氏族と推定される。この氏族の人物としては、百済と任那の境界を観察するために派遣された三輪栗隈君東人が挙げられる（『紀』大化元年（六四五）七月丙子条）。この記事では、東人は「三輪栗隈君東人」とも、「三輪君東人」とも記されている。後者は重複を避けるための省略と思われるが、表記の面で「三輪君」と「三輪栗隈君」が通用されるのであれば、実際の呼称としても、両者の区別は厳密ではなかった可能性がある。少なくとも庚午年籍以前は、この氏族は「三輪君」とも「三輪栗隈君」とも称しており、のちに後者の呼称が固定化されたと考えられる。

大神掃石氏の「掃石」は未詳であるが、『続紀』神護景雲二年八月癸卯条には、出雲国嶋根郡の人である神掃石公久比麻呂と、同国意宇郡の人である神人公人足ら二十六人が、大神掃石朝臣に改姓したとあり、出雲国に分布していたことが確認できる。なお『高宮系図』¹⁷では、石床の弟である牟自古の尻付に「是掃部君等之祖也」とあるが、掃部（掃守）氏には、連・宿禰姓（『紀』大化五年（六四九）五月癸卯条・天武天皇十三年十二月己卯条ほか）、首姓（天平十一年（七三九）「出雲国大税賑給歴名帳」）が見えるも

15 佐伯有清氏は、良臣らは「真神田朝臣」であつたと理解し、「大神」を冠していなくても差し障りはない」と述べているが、本文中で述べたように、「大神真神田朝臣」が正式な氏姓であろう。

佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編四、吉川弘文館、一九八二年。

16 二条大路濠状遺構S D三五〇〇からは、「大神東人」と記した木簡が二点出土している。

（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四―二五下（一九六）、三〇―二二下（五九七）。

ただし、二条大路木簡の年代は、天平七〜八年（七三五〜七三六）のものを中心であり、大化元年（六四五）からは約九十年の隔たりがあることから、『紀』の三輪栗隈君東人と、この木簡に見える大神東人は別人と考えられる。

17 高宮澄子氏所蔵。

拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』（東京堂出版、二〇一二年）に翻刻を取めた。

なお『高宮系図』のものになった『本系牒略』には、牟自古は見えず、ほかの複姓氏族に関する注記の末尾に「大神石朝臣」。

在三代実録文中。祖未詳。何流矣」と記されているのみである。

の、君姓は確認できない。おそらく『高宮系図』の尻付は「掃石君」の誤りであろう。

大神楳田氏は、『後紀』延暦十八年（七九九）二月乙未条に「豊前国宇佐郡楳田村」が見えており（現在の大分県宇佐市和氣付近に比定）、この地を本拠とした氏族と推定される。この氏族の人物としては、勢麻呂と愛比が挙げられる。勢麻呂は豊前国京都郡の大領であり、藤原広嗣の乱の鎮圧に参加し（『統紀』天平十二年（七四〇）九月己酉条）、乱後に外従七位上から外従五位下に昇進している（¹⁸）（『統紀』天平十三年（七四二）閏三月乙卯条）。また、愛比は豊前国京都郡の人で、大神楳田朝臣に改姓したことが見え（『統紀』宝龜七年（七七六）十二月庚戌条）、さらに外従五位下に叙されている（『統紀』延暦三年（七八四）十二月己巳条）。この氏族は、改姓前には「楳田勝」を称していることから、本来は大神氏とは別の氏族であったものが、のちに大神氏の複姓氏族に組み入れられたと推測される。

大神大綱氏は、『延喜式神名帳』摂津国住吉郡条に大依羅神社（現在の大阪府住吉区付近に比定）が見えることから、この地を本拠とした氏族と思われる。『統紀』文武元年（六九七）九月丙申条には、「嘉稻」を献上した大神大綱造百足が見える（¹⁹）。この氏族の改姓前の氏姓は不明であるが、造姓を称していることからすれば、前述の大神楳田朝臣（楳田勝）の場合と同じく、おそらく本来は大神氏とは別の氏族（大綱造か）であったと考えられよう。

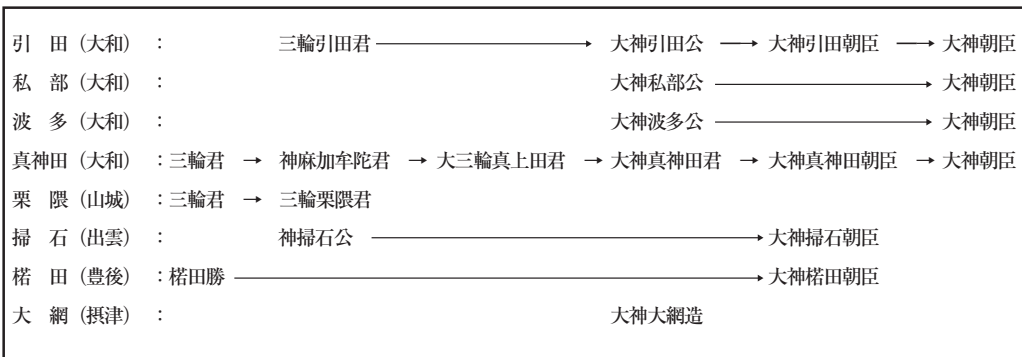


図1 複姓氏族の氏姓の変遷

¹⁹ 『延喜式』治部省式祥瑞条によれば、「嘉禾」は下瑞に当たる。

¹⁸ 『統紀』天平十二年九月己酉条には「楳田勢麻呂」、
『統紀』天平十三年閏三月乙卯条には「楳田勝麻呂」とあるが、前者は「勝」、後者は「勢」がそれぞれ脱落したものであり、両者は同一人物であると見ておきたい。
『新日本古典文学大系 続日本紀』二（岩波書店、一九九〇年）補注。

以上、大三輪氏の複姓氏族に関する記事を概観したが、各氏族の氏姓の変遷を整理するならば【図1】のようになる。これから次の二点を指摘することができる。

第一に、大神引田公・大神私部公・大神波多公から大神朝臣への改姓は神護景雲二年、神掃石公・神人公から大神掃石朝臣への改姓も同年、楳田勝から大神楳田朝臣への改姓は宝龜七年というように、各氏族の改姓記事はおよそ八世紀後半に集中しており、氏族再編の動きが活発化した時期と一致している。すなわち、天平勝宝年間（七四九～五七）頃から、諸氏族は本系帳を提出するようになり（『弘仁私記』序文、天平宝字五年（七六一）には『氏族志』の編纂が企図されている（『中臣氏系図』所引「延喜本系解状」）。また、延暦年間には再び本系帳の提出が命じられ（『後紀』延暦十八年（七九九）十二月戊戌条）、弘仁六年（八一五）には『姓氏録』が完成している（『姓氏録』上表文）。こうした情勢の中で、大神氏の本宗と複姓氏族との関係が再編されていったと考えられる。

第二に、各氏族が本拠を構えた地域は、大神引田氏は大和国城上郡辟田郷、大神波多氏は大和国高市郡波多郷、大神真神田氏は同じく大和国高市郡、三輪栗隈氏は山城国久世郡栗隈郷、大神掃石氏は出雲国嶋根郡・意宇郡、大神楳田氏は豊前国京都郡、大神大網氏は摂津国住吉郡と推定されるが、これらはいずれも畿内以西に分布している。このうち大神引田氏・大神波多氏・大神真神田氏の本拠

地は、大神氏の本宗が本拠を構える大和国城上郡大神郷と近接しており、おそらくは大神私部氏も含めて、地縁的な結びつきを有していたと考えられる。また、大神大網氏の本拠地は、大和川の河口地域に位置しているが、大神氏の本宗あるいは複姓氏族の中には、前述した三輪引田君難波麻呂・三輪栗隈君東人をはじめとして、天日槍の尋間に派遣された三輪君大友主（『紀』垂仁三年三月条）、新羅へ派遣された三輪君色夫（『紀』大化五年（六四九）五月癸卯条）、白村江の戦いに中將軍として派遣された三輪君根麻呂（『紀』天智二年（六六三）三月条）、遣唐使として入唐した大神朝臣末足・大神朝臣宗雄（『統紀』宝龜七年（七七六）十二月丁酉条、『続後紀』承和六年（八三九）八月甲戌条ほか）など、対外交渉の分野で活躍した人物が数多く見受けられる。詳しくは別稿に譲るが、特に七世紀以前において中央の大神氏（本宗や複姓氏族）が対外交渉に従事する際には、それ以前から大神氏との関係を構築していた各地の勢力に動員がかけられ、その関係が強化される場合や、軍事行動をともにした他氏族との間に、新たな関係が構築される場合があったと推測される。そうした中で、初瀬川・大和川水系と瀬戸内海の結節点に本拠を構える勢力（古くは大網造を称したか）と、対外交渉に従事した中央の大神氏との間に交流が生じ、やがてその集団が大神氏の複姓氏族に加えられる、大神大網氏を名乗るようになったと考えられる。なお、大神掃石氏・大神楳田氏については未詳である

20 たとえば、ヤマト王権の対外交渉で活躍した紀伊国造は、西日本の沿岸地域に本拠を構える複数の国造を同祖関係を形成している。篠川賢『日本古代国造制の研究』（吉川弘文館、一九九六年）、拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』（前掲）。

21 以下では、大神氏の本宗・複姓氏族に加えて、神直・神部直・神人・神人部・神部など、大神氏と広い意味で関係（必ずしも同祖関係を形成しているとは限らない）を持った各地の氏族を「大神氏関係氏族」と総称する。

が、出雲国嶋根郡・意宇郡と豊前国京都郡は、いずれも西日本の沿岸地域であることから、やはり海上交通を介して中央の大神氏と結びついた可能性を想定しておきたい⁽²⁰⁾。

Ⅲ 大三輪神の分祀・勧請

次に、大神氏関係氏族⁽²¹⁾の地方における分布状況を検討したい。古代の史資料から、大神氏に関連する地名(郡名・郷名・里名・駅名)、神社、氏族を抽出したものが【表1】である。各項目を逐一確認することは、紙幅の都合から割愛するが、その分布状況を概観するならば、特定の地域に大きく偏ることなく、ほぼ全国的に分布していることが分かる。また、国あるいは郡ごとに見た場合、地名・神社・氏族の分布が重なる事例が散見する。たとえば、遠江国浜名郡には、大神郷があり(『和名抄』遠江国浜名郡条)、大神神社が鎮座し(『延喜式神名帳』遠江国浜名郡条)、さらに神人・神人部などの分布が確認できる(天平十二年(七四〇)「遠江国浜名郡輪租帳」)。こうした事例から類推するならば、現状では地名しか確認できない場合でも、古代には大神氏の関係氏族が居住しており、そのために郷や里の名称に「大神」や「美和」などが採用されたと考えられる。神社についても、池辺彌氏が指摘しているように(22)、大神氏とは無関係の人々が勧請したのではなく、当該地域に居住した大神氏関係氏族によって奉祭されていたと見ることできよう。

では、こうした氏族は、いかなる経緯で各地に分布するに至ったのであろうか。この点について先行研究では、特に神社の分布を手がかりに検討がなされてきた。阿部武彦は、ヤマト王権が東国・西国に進出していく際、さらには朝鮮半島への出兵など対外交渉を行う際に、大三輪神⁽²³⁾を奉じて各地の勢力の平定が進められ、それにともなつて大神氏関係氏族も地方に分布するようになったと述べている⁽²⁴⁾。また、和田萃氏は、大三輪神が「軍神」としての神格を有していることを指摘した上で、ヤマト王権が特に東国へ勢力を伸張していく際に、この「軍神」としての大三輪神が各地に勧請されていったと論じている⁽²⁵⁾。このように、大三輪神の分祀・勧請と、大神氏関係氏族の分布を関連づける理解は、現在でも広く受け入れられている⁽²⁶⁾。そこで、これらの先行研究の根拠となっている史料を、改めて確認しておきたい。まず、西国と対外交渉について見てみよう。

【史料1】『紀』神功皇后摂政前紀

令三諸国一、集^二船舶^一練^二兵甲^一。時軍卒難^レ集。皇后曰、必神心焉、則立^二大三輪社^一、以奉^二刀矛^一矣。軍衆自聚。

【史料2】『釈日本紀』所引『筑前国風土記』逸文

筑前国風土記曰、氣長足姫尊、欲^レ伐^二新羅^一。整理軍士^一、発行之間、道中遁亡。占^二求其由^一、即有^二崇神^一。名曰^二大三輪神^一。所以樹^二此神社^一、遂平^二新羅^一。

22 池辺彌「古代における地方の大神神社」『古代神社史論攷』吉川弘文館、一九八九年、初出一九七二年。

23 「大三輪神」(『紀』雄略十四年三月条、「大物主神」(『紀』神代上第八段一書第六、崇神七年二月辛卯条、崇神十年九月条、「坐御諸山上神」(『記』上巻)、「美和之大物主神」(『記』神武段)、「大物主大神」(『記』崇神段)、「紀」崇神七年十一月己卯条、「意富美和之大神」(『記』崇神段などに作るが、本稿では「大三輪神」に統一する。

24 阿部武彦「大神氏と三輪神」(前掲)。

25 和田萃「三輪山祭祀の再検討」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、前掲、初出一九八五年。

26 前川明久「大和政権の東国経営と伊勢神宮」(『日本古代氏族と王権の研究』法政大学出版局、一九八六年)、前田晴人「三輪山—日本国創世神の原像」(前掲)など。

【史料3】『続紀』天平九年（七三七）四月乙巳条

遣二使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉・八幡二社及香椎宮一、奉幣、以告新羅无礼之状一。

【史料4】『粟鹿大明神元記』太多彦命尻付（27）

右多太彦（太多彦カ）、磯城瑞籬宮御宇初国所知御間城入彦五十瓊殖天皇御世、国々荒振人等令二平服一。以二大国主神術魂・荒（魂脱カ）一、召著二於梓・楯・大刀・鏡一、遣於西国一。于時、初貢二男女之調物一。即但馬国朝来郡粟鹿村宿住矣也。

【史料5】『粟鹿大明神元記』奥書

右、根閑氏大明神天美佐利命者、神氏最初之天降人、皇治化之崇基也。此境山陰道、但馬州朝来郡粟鹿郷也。余時、山海混沌、煙雲闇靄。庶民漸事二人王、神靈未入二皇婦一。吾親皇命、振固洲天下御坐。名曰二粟鹿大明神一也。花夷未レ頒之時、荊樹点瑞之处、天下俄陰、霖雨久洪水、饑饉疾病、生者流亡。時焉、朝廷驚奇、便下勅二宣天文陰（陽脱カ）家一、勘奏占諮。大田彦（大国主命カ）子天美佐利、依レ未レ受二公崇一、忽致二此怪災一也云々。仍下二勅宣一、忽建二宝殿一、十二箇所別社、神戸二烟、神田七十五町五段百八十歩、則定二神立（直カ）氏一、并祝部氏請二下大和国大神明神氏人等一也。

【史料1】には、神功皇后が新羅に出兵しようとしたが、軍卒がなかなか集まらなかったため、皇后はこの状況を「神

心」によるものと判断し、「大三輪社」を建立して刀・矛を奉納したところ、多くの兵士が集まったとある。【史料2】もほぼ同じ内容であるが、こちらは大三輪神が「崇神」であると明記されており、神の社を建てて祭ったところ、新羅を平定することができたとある。ここに見える神社は、『延喜式神名帳』筑前国夜須郡条の於保奈牟智神社（28）に比定されている。大三輪神は、山林・樹木の神、雷神・蛇神、崇り神、人間と婚する神、光を発する神、国家の守護神など、様々な神格を有していることが、先行研究によつて指摘されているが（29）、すでに別稿で述べたように、それらは古くから不可分なものであり、時と場合によつて特定の側面がクロージアップされることはあったとしても、基本的には重層的な形で人々に認識されていたと考えられる（30）。【史料2】では、大三輪神は「崇神」として描かれているが、その崇りを鎮めることが、対外交渉を成功に導くことにつながっているのであり、その意味で「軍神」としての神格を合わせ持っているということが出来る。また、この伝承には、大神氏の人物が直接登場するわけではないが、たとえば、新羅出兵で神功皇后が住吉三神の託宣を受けた際には、津守連氏の祖である田裳見宿禰が祭祀を行うべきことを進言し、穴門山田邑に祠を立てている（『紀』神功皇后摂政前紀）。推古朝に來目皇子が新羅へ派遣された際にも、その途上で物部若宮部に物部経津主之神を祭らせたという例がある（『肥前国風土記』三根郡物部郷条）。これらに共通しているのは、各地

27 『粟鹿大明神元記』の本文は、九条家本と多和本に拠り、谷森本・飯田本・雑稿本を適宜参照した。

是沢恭三「但馬国朝来郡粟鹿大明神元記に就いて」（『書陵部紀要』九一九五八年）、田中卓「翻刻『粟鹿大神元記』」（『田中卓著作集』二、一九八六年）、飯田瑞穂「『粟鹿大神元記』の二写本」（『中央大学文学部紀要』三二、一九八六年）、中村一紀「谷森靖斎翁雜稿所収の粟鹿大神元記」（『国書逸文研究』十八、一九八六年）、拙稿「粟鹿大明神元記」の写本系統」（前掲）。

28 現在の大己貴神社（福岡県筑前町弥永）に比定されている。

29 池田源太「三輪の神の諸形態と保護精霊」（『古代日本民族文化論考』）学生社、一九七九年、初出一九七一年）、和田華「三輪山祭祀の再検討」（前掲）など。

30 拙稿「大三輪神の神格とその重層性」（前掲）。

で神社と創祀する際には、その神を奉祭する氏族が必ず関与している点である。もともと、『史料1』・2の場合は、神功皇后の時代のこととされており、そのまま史実であつたと見ることはできないが、ある時期の対外交渉に実際に大神氏の人物、あるいはその関係氏族の人物が従軍しており、その際に筑前国に大三輪社が創祀されたと考えられよう。

次に『史料3』には、大神神社をはじめとする諸社に、新羅の無礼を報告したとある。この頃、新羅は唐との国交を回復したことで、日本に対してそれまでの従属的な態度を改めて、対等外交を行うようになっていた。天平九年正月に帰国した遣新羅使は、新羅が常礼を失していることを報告した。そこで、朝廷では対新羅関係について官人を召して意見を徴したところ、使者を派遣して問い糾すべきであるという意見や、派兵して征伐すべきであるという意見などが出された（『続紀』天平九年正月辛丑条、二月己未・丙寅条）。『史料3』に見える諸社への奉幣は、こうした状況を受けて実施されたものである。ここで列挙されている諸社は、皇祖神としての伊勢神宮を除けば、神功皇后の新羅出兵に関する伝承を持つ神社（大神社・住吉社）、または応神天皇・仲哀天皇・神功皇后などを祭った神社（八幡社・香椎宮）であり、対新羅外交に靈験が期待できる諸社に対して、奉幣を行つたものと考えられる。

『史料4』では、崇神天皇の時代に、諸国の荒ぶる人々を平伏させるため、太多彦が西国へ派遣され、のちに但馬国朝

来郡粟鹿村に宿住したとある。この太多彦は、この地に鎮座する粟鹿神社を奉祭した神部直氏の祖とされている。その派遣の際には、大国主神の術魂・荒魂を杵・楯・大刀・鏡に取り付けたという。このように、神器を奉戴しながら地方へ進出することは、たとえば『紀』仲哀八年正月壬午条に「拔取五百枝賢木一、立手船之舳舻一、上枝掛二尺瓊一、中枝掛二白銅鏡一、下枝掛二十握卦劍一」と見えており、古くは一般的に行われていたと推測される。また『史料5』では、自然災害や疫病が流行したため、陰陽家に占わせたところ、粟鹿大明神である天美佐利命が、朝廷の祭祀を受けていないため祟りを起こしていることが判明した。そこで朝廷は、社殿・神戸・神田を奉納し、神職を定め、中央の大神神社から氏人を派遣してもらったという。これらの記事で注目されるのは、大三輪神ではなく、大国主神が登場していることである。周知の通り、大国主神は、大物主神・大己貴神・八千矛神・葦原醜男・大国魂大神など、様々な別名を持つているが、大神氏との直接的な関係がうかがえるようになるのは、『姓氏録』段階になってからである（『姓氏録』大和神別 大神朝臣条）。また、文中の「男女之調」という語は、『紀』神功皇后摂政前紀にも見えているほか、『紀』崇神十年九月己丑条にも「男之弭調、女之手末調」という類似表現が用いられている。よって、「大国主神」や「男女の調」など、個々の語については、後次的な要素が入っている可能性がある。ただし、神部直氏の祖が何らかの神（原伝承では大

三輪神であつたか）を奉じて西国の平定に派遣され、粟鹿の地に留まつたこと、さらに、粟鹿神社の祭神である天美佐利命を奉祭するため、中央の大神氏の人々が派遣されたことは、全くの創作とは思われないのであり、おそらくは但馬国の神部直氏の祖先伝承や、粟鹿神社の起源譚であつたと考えられる。

以上の記事からは、大三輪神がたしかに「軍神」としての神格を有しており、ヤマト王権の西国進出や対外交渉の際に、そうした役割を期待されていたことが読み取れる。次に、東国の場合を見てみよう。

【史料6】『紀』崇神四十八年正月戊子条

天皇勅_レ豊城命・活目尊_一曰、汝等_二子、慈愛共_レ育。不_レ知、曷_レ為_レ嗣。各宜_レ夢。朕以_レ夢占之。二皇子、於是、被_レ命、淨沐而祈寐。各得_レ夢也。会明、兄豊城命以_二夢辞_一奏_二于天皇_一曰、自登_二御諸山_一向_レ東、而八廻弄槍、八廻擊刀。弟活目尊以_二夢辞_一奏言、自登_二御諸山之嶺_一、繩_二紐_二四方_一、逐_二食_二粟雀_一。則天皇相夢、謂_二三子_一曰、兄則一片向_レ東。当治_二東国_一。弟是悉臨_二四方_一。宜繼_二朕位_一。

【史料7】『紀』景行五十一年八月壬子条

於是、所_二獻神宮_一蝦夷等、晝夜喧譁、出入無_レ礼。時倭姫命曰、是蝦夷等、不_レ可_レ近_二就於神宮_一。則進_二上於朝廷_一。仍令_二安置御諸山傍_一。未_レ経_二幾時_一、悉伐_二神山樹_一、叫_二呼隣里_一、而脅_二人民_一。天皇聞

之、詔_二群卿_一曰、其置_二神山傍_一之蝦夷。是本有_二獸心_一。難_レ住_二中国_一。故隨_二其情願_一、令_二班_二邦畿之外_一。是今播磨・讃岐・伊予・安芸・阿波、凡五国佐伯部之祖也。

【史料8】『紀』敏達十年（五八二）閏二月条

蝦夷数千、寇_二於边境_一。由_レ是、召_二其魁帥綾糟等_一。〈魁帥者、大毛人也。〉詔曰、惟、爾蝦夷者、大足彦天皇之世、合_レ殺者斬、応_レ原者赦。今朕遵_二彼前例_一、欲_レ誅_二元惡_一。於是、綾糟等懼然恐懼、乃下_二泊瀬中流_一、面_二三諸岳_一、歛_レ水而盟曰、臣等蝦夷、自_レ今以後、子々孫々、〈古語云_二生兒八十綿連_一。〉用_二清明心_一、事_二奉天闕_一。臣等若違_レ盟者、天地諸神及天皇靈、絶_二滅臣種_一矣。

【史料6】は、夢占いの説話である。すなわち、崇神天皇が豊城命と活目尊のどちらを後継者とするかを決めるため、両者の見た夢によつて占うことにした。両者は身を清めて床に就き、翌朝、自分の見た夢を天皇に報告した。兄の豊城命は、御諸山（三輪山）に登つて東の方角を向き、槍を八回突き出し、刀を八回振るう夢を見た。一方、弟の活目命は、同じく御諸山の頂上に登つて縄を四方に引き渡し、粟を食べに來た雀を追ひ払う夢を見た。これを聞いた天皇は、両者の夢を比較した上で、東の方角を向いた豊城命には東国を治めさせ、四方に臨んだ活目尊には皇位を嗣ぐように命じたという。この説話は、三輪

31 拙稿「大三輪神の神格とその重層性」（前掲）。

32 熊谷公男「蝦夷の誓約」

（『奈良古代史論集』一、真陽社、一九八五年）、同「蝦夷と王宮と王権と——蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格——」（『奈良古代史論集』二、真陽社、一九九一年）。

山が舞台となつてはいるが、大三輪神は直接登場していない。また、別稿でも述べたように(31)、これはあくまでも夢の中の話であつて、豊城命と活目尊は現実には三輪山に登つてはない。よつて、この記事からは、大三輪神の「軍神」としての神格が、積極的に見て取れるわけではない。しかし、豊城命はこの夢占いによつて、天皇から東国の統治を命じられている。言い換えるならば、三輪山の山頂から東を向いて槍や刀を振ることが、豊城命の後裔による東国支配の正統性の淵源となつている。ここから、大三輪神がヤマト王権の東国進出に重要な役割を担つていたという点は、認めてよいであろう。

次に【史料7】には、伊勢神宮に献上された蝦夷が、昼夜騒いで礼を欠いているので、神山(三輪山)の麓に移されたが、またすぐに山中の樹木を伐採し、近隣の人々を脅かすようになったため、最終的には畿外に移され、播磨・讃岐・伊予・安芸・阿波の佐伯部の祖になつたとある。この記事では、蝦夷たちは伊勢神宮においても、三輪山の麓においても、結局のところ化^{おもひけ}に従わなかつたように描かれている。しかし、それはこの説話が、諸国に分布する佐伯部の起源を説くことに主眼を置いているためであり、実際にこうした史実があつたわけではないであろう。むしろ注目されるのは、服属させられた蝦夷が三輪山の麓に安置される、すなわち大三輪神に献上されることがあつたという点であり、ここでも大三輪神

はヤマト王権の東国進出に一定の役割を果たしていたことがうかがえる。

【史料8】には、蝦夷が辺境に侵寇したため、敏達天皇は魁帥である綾糟を召喚し、景行天皇の時代の前例を引き合いに出して、その首謀者を誅殺することを告げた。すると綾糟は恐れ畏まつて、初瀬川の中流に入り、御諸岳(三輪山)に向かつて朝廷に服従することを誓い、もしそれに背いた場合は、天地諸神と天皇霊が自分たちの子孫を絶やすだろうと言つたとある。この記事は、律令制以前における服属儀礼の形態を伝えるものとして、注目されているが(32)、ここで問題となるのは、文中に見える「天皇霊」である。これに関しては、折口信夫以来(33)、様々な分野から発言がなされているが(34)、特に三輪山との関係については、これまで岡田精司氏と熊谷公男氏の見解が広く知られてきた。岡田氏は、天皇霊とは「天皇の威力・権威の根源」であり、三輪山はそうした「天皇霊のこもる聖地」であつたとしている(35)。一方、熊谷氏は、天皇霊とは「皇祖の諸霊」、すなわち「歴代の天皇の諸霊全体がもつ霊力」であるとした上で、三輪山には天地諸神や天皇霊が「飛来」「降臨」するという觀念が存在しており、綾糟はそれらに対して王権への服属を誓つたと述べている(36)。

このように、かつては三輪山と天皇霊を結び付ける理解が主流であつたが、こうした見方を批判したのが、田中卓氏

33 折口信夫「大嘗祭の本義」
『折口信夫全集三、中央公論社、
一九九五年、初出一九三〇年』。

34 たとえば、中路正恒氏は、綾糟にとつての三輪山は「故国の土着の神々への〈通路〉」であり、その三輪山に向かうことで「故国の神々に服属の運命の〈ゆるし〉を乞うた」とし、また、佐々木聖使氏は、綾糟は「天地諸神」と「天皇霊」に対して盟約を行ったのであり、大三輪神はその盟約の「証人」として選ばれたに過ぎないとしているが、ともに成立しがたいと思われる。

中路正恒『古代東北と王権』講談社、二〇〇一年、佐々木聖使『天皇霊と皇位継承儀礼(新人物往来社、二〇一〇年)』。

35 岡田精司「河内大王家の成立」
『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年、初出一九六六年』。

なお、岡田氏は「天地諸神」について、文飾かあるいは引き合いに出されたに過ぎないと述べている。

36 熊谷公男「古代王権とタマ(霊)」
『日本史研究』三〇八、一九八八年』。

と小林敏男氏である。田中氏は、三輪山に天皇霊が鎮祭されているのであれば、天地諸神も全て三輪山に存在したことになるが、それは不自然であると指摘し、「天皇之神霊」（『紀』景行二十八年二月乙丑条）、「天皇之霊」（『紀』欽明十三年（五五二）五月乙亥条、天武元年（六七二）六月丁亥条）など、他の類例との比較から、天皇霊とは一定の場所に留まるものではなく、三輪山とも本来は直接的に関係しないものであり、綾糟の誓約はあくまでも三輪山に鎮座する大三輪神に対して行われたものであると論じた（37）。また、小林氏も、三輪山と天皇霊を結び付ける必然性はないとした上で、「皇霊之威」（『紀』景行四十年七月戊戌条）、「皇祖之霊」（『紀』神功皇后摂政前紀）などの用例から、熊谷氏がいうところの「皇祖の諸霊」は、『紀』においては天皇霊と明確に区別して用いられており、両者は混同すべきでないとし、綾糟が誓約の対象としたのは「崇神」としての大三輪神であったと述べている（38）。たしかに、すでに指摘されている通り、天皇霊が三輪山に籠もる、あるいは飛来・降臨するとした場合には、その天皇霊と大三輪神がいかなる関係にあるのか、整合的に説明できないことからしても、綾糟が誓約を行った対象は大三輪神であったと見るのが妥当である。とするならば、大三輪神は蝦夷を服属させる役割が期待されていたのであり、それは「軍神」としての神格に通じるものと理解することができよう。

これらの記事からは、西国進出や対外交渉の場合と同様、

大三輪神が東国進出においても「軍神」としての役割を担っていたことが確認できる。したがって、こうした「軍神」としての大三輪神が、ヤマト王権の勢力拡大とともに各地に勧請・分祀され、それにもなつて大神氏関係氏族が全国に分布するに至つたということは、十分にあり得るといえよう。

Ⅳ 人制・部民制・国造制との関係

前節で見たように、大神氏関係氏族の分布と、大三輪神の分祀・勧請を関連づける先行研究の理解は、おおむね首肯できる。ただし、これはあくまでも一つのパターンとして捉えるべきである。当然のことではあるが、各地に分布している大神氏関係氏族の全てが、大神氏の東国・西国進出や対外交渉にもなつて、中央から広がつていったとは限らないであろう。では、ほかにいかなる経緯が想定されるであろうか。先掲した【表1】の氏族を細かく見てみると、中央の大神氏と近い関係にあると思われる「三輪」や「大神」をウジナとする氏族や、および複姓氏族を除けば、第一に、神人・神部・神部が大半を占めていること、第二に、神直・神部直など「直」のカバネを持つ氏族が多いことが指摘できる。後者は各地域において、神人・神人部・神部を直接管掌した地方伴造であつたと推測される（39）。

このうち第一の点は、地方における大神氏関係氏族の分布が、人制や部民制と深い関わりを持つて展開したことで

37 田中卓「大神神社の創祀」
（『田中卓著作集』二、国書刊行会、一九八七年）。

38 小林敏男「天皇霊と即位儀礼」
（『古代天皇制の基礎的研究』
校倉書房、一九九四年）。

39 直木孝次郎「人制の研究」
（『日本古代国家の構造』青木書店、一九五八年）。

大山誠一「大化前代遠江国浜名郡の史的展開」
（『日本古代の外交と地方行政』吉川弘文館、一九九九年、初出一九七五年）。

を物語っている。人制は、かつては六世紀代に行われた制度である⁽⁴⁰⁾と見られていたが、現在はむしろ部民制に先行して五世紀代に行われ、やがて部民制の中に解消された制度であるという見方が主流である⁽⁴¹⁾。厳密には、王権に奉仕する人々を「杖刀人」「典曹人」など、武官・文官に大別する原初的な段階と、「倉人」「酒人」「穴人」など具体的な職掌に細分化する段階とがあり、同じ人制の中でも、両者の間には若干の年代的な隔たりが想定される⁽⁴²⁾。ここで問題となる神人は、後者に属する名義であることから、人制が行われていた時期の中でも比較的新しく、その成立年代の上限は、およそ五世紀後半と見ておきたい。一方、部民制については、膨大な研究の蓄積があるが⁽⁴³⁾、百済の部司制・五部制の影響を受けて、およそ五世紀末から六世紀前半に導入されたと考えられている⁽⁴⁴⁾。よって、神部が設置されたのは、早くとも五世紀末ということになる。神人部については、人制と部民制の両方の要素を含んでいるが、かりに部民制導入後に新たに置かれたのであれば、神部と呼称される「人」は付さない⁽⁴⁵⁾はずであることから、これはすでに設定されていた神人が、部民制の導入にともなうて名称変更されたものと理解しておきたい。

さて、人制から部民制への移行は、単なる名称の変化に留まるものではなく、人制の段階では、中央に奉仕する人々だけが「某人」として組織されたのに対して、部民制の段階ではそうした人々だけでなく、彼らを輩出した地方の集団も

「某部」として編成されたことが指摘されている。とするならば、人制の段階では、各地に神人が分布するという状況は存在しなかったのであり、部民制が導入されたことによつて、各地の集団が神人部あるいは神部として編成されたと考えられる。もつとも、こうした呼称はあくまでも原則であり、実際には柔軟に用いられていた可能性がある。吉村武彦氏は、『紀』雄略七年是歳条に「漢手人部・衣縫部・穴人部」とあり、その箇所に「皆不^レ読^レ部」との古訓を付した写本があることから、「人制に前史をもつような職業部」の「部」は読まれなかった可能性を指摘している⁽⁴⁶⁾。また、大神氏関係氏族というならば、延喜五年（九〇五）「東大寺領因幡国高庭庄坪付注進状案」には、「神部牛丸」という人物が登場するが、同じ文書の別の箇所では「神牛丸」にも作っており、「神」と「神部」が通用されていたこと、つまり「部」は省略される場合があったことが分かる。したがって、各地に分布が確認される「神人」は、厳密には「神人部」であつたが、どちらも「みわひと」と読まれたために、「神人」と「神人部」が通用されていた（「部」の文字が省略された）ものと推測される。いずれにしても、神人・神人部・神部は、人制を前提とし、さらに部民制の導入を契機として、全国に広く分布するようになったのであり、それは五世紀後半から五世紀末にかけてのことであつたと考えられる。

次に、第二の点については、国造制との関係が注目される。大倭直・葛城直・紀直など、国造を輩出した氏族に「直」

40 直木孝次郎「人制の研究」(前掲)。なお、直木氏は、神人の成立を六世紀中葉と見ている。

41 吉村武彦「倭国と大和王権」(『岩波講座日本通史』二、岩波書店、一九九三年)。

42 篠川賢「日本古代国造制の研究」(吉川弘文館、一九九六年)。

43 研究史の整理は、武光誠「研究史部民制」(吉川弘文館、一九八一年)、狩野久「部民制・国造制」(『岩波講座日本通史』二、前掲)など参照。

44 津田左右吉「日本上代史の研究」(『津田左右吉全集』三、岩波書店、一九六三年、初出一九四七年)、平野邦雄「天化前代社会組織の研究」(吉川弘文館、一九六九年)。

45 吉村武彦「倭国と大和王権」(前掲)。

のカバネを持つものが極めて多いことは、周知の通りである(46)。ここでは以下の史料に注目したい。

【史料9】『紀』允恭十一年三月丙午条

先是、衣通郎姫居于藤原宮^一。(略)則科諸国造等^二、為衣通郎姫^三、定藤原部^四。

【史料10】『紀』雄略二年十月丙子条

自茲以後、大倭国造吾子篁宿禰、貢狭穗子鳥別^一、為穴人部^二。臣・連・伴造・国造、又隨続貢。

【史料9】には、允恭天皇が、藤原宮に居した衣通郎姫の名を後世に伝えるため、諸国の国造に命じて、藤原部を設置したとある。一方、【史料10】には、大倭国造が狭穗子鳥別という人物を穴人部として献上し、これに続けて他の国造らも穴人部を献上したことが見えている。こうした事例から、篠川氏は、国造を通して部が設置される場合があったことを指摘している(47)。では、このことは先に見た神人部・神部の場合にも当てはまるであろうか。再び【表1】を概観するならば、「直」のカバネを持っている氏族としては、以下のものが挙げられる。

山城国…神直近志侶など(神龜三年(七二六)山背国愛宕

郡雲上里計帳)

和泉国…神直(『姓氏録』和泉国神別)

遠江国…神直老など(天平十二年「遠江国浜名郡輪租帳」)

美濃国…神直(平城宮出土木簡)

神直大庭(天平勝宝二年(七五〇)「美濃国司解」)

神直族古安ほか(大宝二年(七〇二)「御野国各務郡中里戸籍」)

丹波国…神直□(山垣遺跡出土木簡)

但馬国…神部直根聞ほか(『粟鹿大明神元記』)

因幡国…神部直勝美麻呂(平城宮出土木簡)

神部直小広女など(養老五年(七二二)「因幡国戸籍」)

石見国…神直・的大神直(『粟鹿大明神元記』)

美作国…神直(『粟鹿大明神元記』)

長門国…大神直都々美(長登銅山跡出土木簡)

不明…神直□(平城宮出土木簡)

それに対して、これらの国々に所在した国造の輩出氏族のうち、「直」のカバネを称したと推定されるものは、以下の通りである(48)。

山城国造…山代直(『紀』神代上第六段本文など)

美濃国造…美濃直(『統紀』神護景雲二年(七六八)六月

戊寅条)

丹波国造…丹波直(『統紀』延暦四年(七八五)正月癸亥条)

海部直(『海部氏系図』)

但馬国造…神部直(『粟鹿大明神元記』)

穴門国造…穴門直(『紀』神功皇后摂政前紀)

このように、各地に分布する大神氏の関係氏族には「直」のカバネを名乗るものが多く、さらに、その地域に所在した国造の輩出氏族も「直」のカバネを称している。このことは、

46 論文末に掲載

47 篠川賢『物部氏の研究』(雄山閣、二〇〇九年)。

48 遠江国造・石見国造の氏族は不明である。和泉国・美作国は八世紀以降に新設された国であり(『統紀』天平宝字元年(七五七)五月乙卯条、和銅六年(七一三)四月乙未条、律令制以前に国造は置かれていなかったと考えられる。因幡国造は、国造・因幡国造(『統紀』宝龜二年(七七二)二月丙申条など)、あるいは伊福部臣(因幡国伊福部臣古志)を称したと推定されており、ここでは唯一の例外である。因幡国気多郡の神部直については、他地域からの移住などを想定しておきたい。

地方における大神氏関係氏族の分布が、先に見た人制や部民制と同様に、国造制の展開とも密接な関わりを持つていたことを示すものである。つまり、各地に分布が確認できる神直・神部直などは、(国造制施行以前から)設置されていた神人・神人部・神部や、あるいは(国造制施行後に)新たに設置された神部などを、在地で管掌する地方伴造として、当該地域の国造勢力の一部を割いて設置されたものであり、その際、国造の輩出氏族が「直」のカバネを称していたために、そこから分出した地方伴造も、同じく「直」のカバネを名乗るようになったと考えられる。なお、国造制の成立時期に関しては、研究者によって見解が分かれるところであるが(49)、ここでは西日本には六世紀中葉に、東日本には六世紀末に、それぞれ施行されたとする説を支持したい(50)。したがって、上記のように、国造を通じて各地に神直・神部直などが設置されていたのは、六世紀中葉から六世紀末以降のことであつたと考えられる。

ちなみに、こうした神直・神部直と国造制との関係については、すでに前田晴人氏も着目しているが(51)、筆者の見解と大きく異なる点があるので、最後に付言しておきたい。前田氏は、神直・神部直が地方に分布するようになった経緯として、「その地方はえぬきの国造を三輪氏の擬制的な同族関係に編入」し、さらに「国造の姓を神部直・神直とし、国造配下の農民集団の一部を神部や田部として組織」することによって、「神部直―神部」という地方にそれまで存在して

いた首長配下の共同体の秩序構造をそのまま利用した」場合があつたと述べ、美濃・駿河・甲斐・信濃・但馬・丹波・因幡・美作・石見・備後・長門・筑前・豊前などの各国では、こうした方法がとられた可能性を指摘している。しかし、少なくとも現存史料による限り、大神氏と同祖関係を形成し、神部直の氏族を称しているのは、但馬国造を輩出したと伝えられる神部直だけであり、他にそのような国造は見当たらない。また、かりに国造の側に何らかのメリット(たとえば、中央氏族である大神氏とのパイプが形成されるなど)があつたにしても、中央の大神氏が、各地の国造の系譜や氏族を主導的に変更するほどの求心力を有していたかどうかは疑問が残る。もちろん、地域によっては大神氏の影響力が強く働いたケースや、ある程度まとまった範囲の人々が一括して神部などに編成されるケースはあつたかもしれないが、基本的には前述の通り、国造を輩出した氏族から地方伴造(神直・神部直)が分出され、それが当該地域の部(神人・神人部・神部)を管掌するという形で、大神氏関係氏族が地方に分布していったと考えるのが穏当であろう。

V 結語

本稿では、大神氏の複姓氏族および関係氏族を取り上げ、それらが各地に分布するに至った歴史的背景を考察した。第一章では、八世紀後半における氏族再編の流れを受

51 前田晴人『三輪山―日本国創世神の原像(前掲)』。

49 研究史の整理は、新野直吉『研究史国造』(吉川弘文館、一九七四年)、篠川賢『日本古代国造制の研究』(前掲)など参照。

50 篠川賢『日本古代国造制の研究』(前掲)。

けて、大神氏の本宗と複姓氏族の関係性が再編されていたこと、また、各地の複姓氏族は地縁や対外交渉を通じて、大神氏の本宗との間に、あるいは複姓氏族同士で、それぞれ関係を構築していったことを論じた。第二章では、ヤマト王権の東国・西国進出の際、さらには対外交渉の際に、「軍神」としての大三輪神が各地に分祀・勧請され、それにともなつて大神氏関係氏族も各地に分布していった可能性を確認した。第三章では、人制および部民制の展開にともなつて神人・神人部・神部が各地で編成されたこと、そして、各地の国造勢力から地方伴造として神直・神部直が分出されたことを明らかにした。先行研究では、大三輪神の神格の問題が強調されており、大神氏関係氏族の地方への分布については、漠然と説かれることが多かったが、律令制以前の地方支配制度との関係を明確化することで、その過程をより具体的に説明することが可能になると考える。なお、本稿では、大神氏の本宗の動向や三輪山祭祀との関連について、言及することができなかった。それらの点は別稿で改めて論じることとしたい。

【付記】本稿は、科学研究費基盤研究C「日本古代の国造制と地域社会の総合的研究―国造制研究支援データベースの構築―」（課題番号二三五二〇六八九）の研究成果の一部である。

註1

拙稿「五〇八世紀における大神氏の氏族的展開」（『滋賀大学経済学部研究年報』一九二〇・二二年）。このほかに筆者は、大神氏に関する論考として、拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』（東京堂出版、二〇一二年）、拙稿「粟鹿大明神元記」の写本系統（河野貴美子・王勇編『東アジアの漢籍遺産』勉誠出版、二〇一二年）、同「大三輪神の神格とその重層性」（『彦根論叢』三九三、二〇一二年）などを発表している。あわせて参照されたい。

註3

近年、中村友一氏は「複式氏名」という用語を提唱している。たしかに「大神引田」のように、複数の要素が組み合わさっているのは「姓」ではなくウジナであることから、意味としては「複式氏名」が正確であるが、ここでは通例にしたがって「複姓」としておく。中村友一『日本古代の氏姓制』（八木書店、二〇〇九年）。

註4

史料名は、以下の通り略称を用いた。『紀』＝『日本書紀』、『統紀』＝『統日本紀』、『後紀』＝『日本後紀』、『統後紀』＝『統日本後紀』、『三実』＝『日本三代実録』、『姓氏録』＝『新撰姓氏録』、『延喜式神名帳』＝『延喜式』巻九、十神名上・下、『和名抄』＝『和名類聚抄』、『本系牒略』＝『大神朝臣本系牒略』、『高宮系図』＝『三輪高宮家系図』。

註 7

前田晴人氏は、神宮部造・神依田公も大神氏の複姓氏族に含めている。しかし、神宮部造の本来の氏姓は宮能亮公であり、庚午年籍で神宮部造と記載されたと伝えられている（『姓氏録』山城国神別神宮部造条）。また、『大輪鎮座次第』『大神崇秘書』などでは、神宮部造と大神神社との関係が説かれていて、これは佐伯有清氏が指摘しているように、後世の潤色が加わっている可能性が高い。一方、神依田公は賀茂公に改姓している（『統紀』神護景雲二年（七六八）十一月戊子条）。このように両氏とも大神氏との直接的な関係は見られないことから、本稿では考察対象から除外した。前田晴人『三輪山―日本国創世神の原像』（学生社、二〇〇六年）、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編三（吉川弘文館、一九八二年）。

註 10

大神真神田氏も大神朝臣に改姓しているが、その時期は貞観四年であり、大神引田氏・大神私部氏・大神波多氏らが改姓した神護景雲二年からは、約一〇〇年ほど遅れる。

註 11

竹本晃氏は、氏上の継承は特定の系統に固定化されておらず、実際にはいくつかの複姓氏族が一つの大きな氏族を構成していたとして、「本宗」を設定することの問題点を指摘している。筆者も以前、紀直氏が複数の系統で構成されており、かなりの広範囲で傍系継承が行われていたこと、さらに、その中から紀伊国造に就任した人々が、結果的に系譜史料に記載されたのであり、その範囲内の人々を後世の我々が便宜的に「本宗」と読んでいくに過ぎないことを指摘したことがある。ただし、ここでは複姓氏族のあり方について検討を加えることを目的としているため、大神氏という氏族を構成する複数の系統の中でも、氏族の長の地位を継承したと思われる系統を「本宗」とし、「大神（三輪）+某」という氏姓を名乗る系統を複姓氏族として、両者を便宜的に区別して扱うことにする。竹本晃「律令成立期における氏姓制」（『ヒストリア』一九三、二〇〇五年）、拙著『日本古代氏族系譜の基礎的研究』（前掲）。

註 12

阿倍武彦氏は、大神氏の本宗が天武十三年（六八四）に君から朝臣に改姓していることを踏まえて、大神引田氏・大神私部氏・大神波多氏は本宗と近い関係にあるが、この時の改姓には漏れた氏族であるとする。阿部武彦「大神氏と三輪神」（前掲）。

註 46

阿部武彦「国造の姓と系譜」（『日本古代の氏族と祭祀』前掲、初出一九五〇年、井上光貞『国造制の成立』（井上光貞著作集四、岩波書店、一九八五年、初出一九五一年）。なお、国造には「直」のカバネだけでなく、「君」や「臣」などのカバネを持つものも存在することから、かつては国造制の「地域的多様性」を重視して、こうしたカバネの相違は、各国造の独立性や隷属性を示すものと理解されてきた。それに対して篠川氏は、国造のカバネの多様性は、国造制の内容の相違を示すものではないとした上で、「直」以外のカバネを称する国造は、国造任命以前からそのカバネが与えられていたが、任命時点でカバネを持っていなかった国造に対しては、「直」のカバネが統一的に賜与されたと論じており、筆者もこの見解を妥当と考えたい。篠川賢「日本古代国造制の研究」（前掲）。

表[1] 大神氏に関連する地名・神社・氏族の分布

地方	国	郡	郷ほか	氏族	神社	出典
畿内	大和国	城上郡	大神里			平城京出土木簡（木研12-21-14）
			大神郷			和名抄
			大神郷			寛平3大神郷長牒案
			三輪郷			今昔物語20-41
			辟田郷	三輪引田君		『紀』天武13.5.戊寅
			辟田郷	大神曳田		天平勝宝7班田司歴名
			辟田郷	大神引田公		『統紀』神護景雲2.2.壬午
			辟田郷	大神引田朝臣		『三実』仁和3.3.1
			—	大神朝臣		姓氏録
			—		大神神戸	天平2大倭国正税帳
			—		大神社	『統紀』天平9.4.乙巳
			—		大神大物主神	『文実』嘉承3.10.辛亥、『三実』貞観1.1.27、1.2.1
			—		大神神45戸	新抄格勅符抄
			—		佐為神2戸	新抄格勅符抄
			—		大神大物主神社	延喜式神名帳
			—		狭井坐大神荒魂神社	延喜式神名帳
			—		神坐日向神社	延喜式神名帳
		添上郡	—		率川坐大神御子神社	延喜式神名帳
			—		率川阿波神社	延喜式神名帳
		高市郡	波多郷	大神波多公		『統紀』神護景雲2.2.壬午
			—	大三輪真上田君		『紀』天武5.8.是月
			—	神麻加牟陀君		『統紀』大宝1.7.壬辰
			—	大神真神田朝臣		『三実』仁和3.3.1
	山城国	愛宕郡	出雲郷雲上里	神直		神亀3山背国愛宕郡雲上里計帳
		—	—	神人		長岡京出土木簡（木研9-35-59、23-33-16、長岡京2-920）
		久世郡	栗隈郷	三輪栗隈君		『紀』大化1.7.丙子
	摂津国	有馬郡	大神郷			和名抄
			—		湯泉神社	延喜式神名帳
		河辺郡	大神郷			和名抄
		能勢郡	—	神人		『統紀』延暦4.1.癸亥
		—	—	神人		姓氏録
		—	—	神人		姓氏録
		—	—		大神神25戸	新抄格勅符抄
		—	—		神戸30烟	保安1摂津国正税帳案
		—	—		神戸38烟	保安1摂津国租帳
		—	—		封戸30烟	保安1摂津国調帳案
		—	—		湯泉三和社	伊呂波字類抄
		—	—		三輪の明神	千載和歌集
		住吉郡	—	大神大綱造		『統紀』文武1.9.丙申
	和泉国	大鳥郡	三輪里			住吉大社神代記
			上神郷			延喜22和泉国大鳥神社流記帳
			上神郷			和名抄
			—		国神社	延喜式神名帳
			—		三輪国神社	大神分身類抄

畿内	和泉国	—	—	神直		姓氏録
		—	—	□□□ (神君部カ)		大野寺土塔文字瓦銘
		—	—	神		大野寺土塔文字瓦銘
		—	—	神人		大野寺土塔文字瓦銘
		—	—		神ノ山口ノ社	和泉国内神名帳
		—	—		上神ノ須佐ノ社	和泉国内神名帳
		—	—		神之神宅ノ社ノ前	和泉国内神名帳
		—	—		神神本社	和泉国内神名帳
		—	—		神三宅社前	和泉国内神名帳
		—	—		上神宇賀玉社前	和泉国内神名帳
		—	—			
東海道	伊勢国	安濃郡	—	神人部		『三実』貞観3.7.14
		飯高郡	—		大神社	延喜式神名帳
		朝明郡	—		太神社	延喜式神名帳
	尾張国	美和郷	—			和名抄
		中島郡	—		大神神社	延喜式神名帳
		—	—		大神名神	尾張国内神名帳
		葉栗郡	村国郷	神人		平城宮出土木簡 (城19-29下335)
	三河国	八名郡	神里			平城京出土木簡 (木研16-189-9)
		—	美和郷			和名抄
	遠江国	浜名郡	大神郷			和名抄
			新居郷	神直		天平12浜名郡輪租帳
			新居郷	神人		天平12浜名郡輪租帳
			新居郷	神人部		天平12浜名郡輪租帳
			津築郷	神人部		天平12浜名郡輪租帳
			—	神人		天平12浜名郡輪租帳
		—	—		大神神社	延喜式神名帳
		—	—		弥和山神社	延喜式神名帳
		—	—	神人部		伊場遺跡出土木簡 (木研30-204-43)
		—	—		大神神10戸	新抄格勅符抄
	駿河国	安倍郡	美和郷			和名抄
			—		神部神社	延喜式神名帳
			—		美和天神	『三実』貞観15.8.4、元慶1.5.17
			—		美和明神	駿河国内神名帳
		益頭郡	—		神神社	延喜式神名帳
		—	—		美和天神	『三実』貞観15.8.4、元慶2.5.17
		—	—		三輪明神	駿河国神名帳
	伊豆国	田方郡	吉妾郷	神人部		平城宮出土木簡 (城19-21上182)
	甲斐国	山梨郡	—		美和神	『三実』貞観5.6.8、8.3.28、18.7.11、元慶4.2.8
		—	—		神部神社	延喜式神名帳
		巨麻郡	—		神部神社	延喜式神名帳
	相模国	高座郡	大神郷			和名抄
		大住郡	大上郷			和名抄
		—	—	大神朝臣		『三実』貞観1.3.5
	武蔵国	—	—	神人部		武蔵国分寺古瓦銘
	常陸国	新治郡	巨神郷			和名抄
		—	大神駅			常陸国風土記逸文 (万葉集注釈所引)

東海道	常陸国	久慈郡	美和郷			和名抄
		—	—	神部		鹿の子C遺跡出土墨書土器
	近江国	犬上郡	—	神人		『三実』仁和1.7.19
		—	—	神人		宮町遺跡出土木簡（宮町60-B90、B91、62-B112、63-B127）
東山道	美濃国	賀茂郡	美和郷			和名抄
			半布里	神人		大宝2御野国加毛郡半布里戸籍
			—	神人部		大宝2御野国加毛郡半布里戸籍
			—		美和明神	美濃国神名記
		席田郡	美和郷			和名抄
			—		美和明神	美濃国神名記
		大野郡	美和郷	神直		平城宮出土木簡（平城宮7-12838）
			大神郷			和名抄
			—	神人		『統紀』大宝2.7.乙亥
			—		大国主大神	美濃国神名記
			—		神三御子明神	美濃国神名記
		山県郡	出磯郷田井里	神人		平城宮出土木簡（木研5-11-9）
			—	神直		天平勝宝2美濃国司解
			—		美和大明神	美濃国神名記
		各務郡	中里	神直族		大宝2御野国各務郡中里戸籍
			中里	神人		大宝2御野国各務郡中里戸籍
			—		美和都明神	美濃国神名記
		安八郡	—	大神		美濃国大井荘住人等解文
		多芸郡	—		大神神社	延喜式神名帳
		方県郡	—		三輪神社	美濃国神名記
		—	—		大神神50戸	新抄格勅符抄
	信濃国	諏訪郡	美和郷			和名抄
		高井郡	穂科郷	神人		平城宮出土木簡（木研6-105-14）
		埴科郡		神人部		万葉集20-4402
		水内郡			美和神社	延喜式神名帳
					三和神	『三実』貞観8.2.7
		—	—	神人部		屋代遺跡出土木簡（木研18-114-15）
	上野国	山田郡	—		美和神社	延喜式神名帳
			—		美和神	『後紀』延暦15.8.甲戌、『三実』元慶4.5.25
			—		美和名神社	長元1上野国交替実録帳
		—	—	神人		『三実』貞観3.10.28
		—	—	神人		戸神諏訪遺跡出土墨書土器
	下野国	那須郡	三和郷			和名抄
			—		三和神社	延喜式神名帳
			—		三和神	『統後紀』承和5.9.辛酉、『三実』元慶4.8.29、仁和1.2.10
		都賀郡			大神社	延喜式神名帳
	出羽国	—	—	神人部		秋田城跡出土木簡（秋田城2-16・128・145）
		—	—	神人		秋田城跡出土木簡（秋田城2-80・166・208）
北陸道	若狭国	遠敷郡	—		弥和神社	延喜式神名帳
			—		弥和神社	特選神名牒
			—		御和大明神	若狭国神名帳

北陸道	越前国	敦賀郡	与祥郷	大神		天平17.9.21貢進文
				神人		天平17.9.21貢進文
			質覇郷	神		天平神護2越前国司解
			鹿蒜郷	大神部		平城宮出土木簡（城12-16上130）
				大神		平城宮出土木簡（平城宮7-12644）
			—		大神下前神社	延喜式神名帳
	加賀国	江沼郡	幡生村	神		東大寺文書6-120
			□□駅	神人		平城京出土木簡（城27-20上281）
		加賀郡	—		三輪神社	延喜式神名帳
		—	—	大神		『三実』仁和1.12.29
		—	—	大神		上荒屋遺跡出土木簡（木研13-99-6）
		越中国	—	三和		辻遺跡出土木簡（木研12-123-1）
	越後国	頸城郡	—		大神社	延喜式神名帳
					大神神	『三実』貞観3.8.3
		—	—	神人		八幡林遺跡出土木簡（木研16-158-1）
		—	—	神人		中谷内遺跡出土墨書土器
		—	—	神		中谷内遺跡出土墨書土器
		—	—	神人部		中倉遺跡出土木簡（木研20-183-1）
	佐渡国	賀茂郡		神人		『三実』元慶3.12.15
山陰道	丹波国	氷上郡	美和郷			和名抄
			沼貫郷朝鹿里	神人		平城宮出土木簡（木研16-11-4）
			石前里	神人		市辺遺跡出土木簡（木研22-72-7）
			—	神直		山垣遺跡出土木簡（木研20-229-6）
			—	神人		山垣遺跡出土木簡（木研20-229-10）
			—	神人部		山垣遺跡出土木簡（木研20-229-5）
	丹後国	熊野郡	田村郷	神人		平城宮出土木簡（平城宮2-2259）
	但馬国	朝来郡	粟鹿郷			和名抄
			粟鹿郷	神部直		粟鹿大明神元記
			—	神部		粟鹿遺跡出土墨書土器
			—		粟鹿神戸	天平9但馬国正税帳
			—		粟鹿神2戸	新抄格勅符抄
			—		粟鹿神	『続後紀』 承和12.7.辛酉、『三実』 貞観10.12.27
			—		禾鹿神	『三実』貞観16.3.14
			—		粟鹿神社	延喜式神名帳
	因幡国	邑美郡	美和郷			和名抄
		気多郡	勝見郷	神部直		平城宮出土木簡（木研9-118-44）
		高草郡	高庭庄	神		延喜5東大寺領因幡国高庭庄坪付注進状案
			高庭庄	神部		延喜5東大寺領因幡国高庭庄坪付注進状案
		巨濃郡			大神社	延喜式神名帳
		—			多神	『三実』貞観15.7.28
		—	—	神部直		養老5因幡国戸籍
		—	—	神部		養老5因幡国戸籍
	伯耆国	久米郡	上神郷			和名抄
			下神郷			和名抄
		会見郡	—		大神山神社	延喜式神名帳
		—	—		三輪神	『三実』貞観15.12.20

山陰道	出雲国	神門郡	朝山郷加夜里	神人部		天平11出雲国大税賑給歴名帳
			滑狹郷池井里	神人部		天平11出雲国大税賑給歴名帳
			多伎駅	神人部		天平11出雲国大税賑給歴名帳
		嶋根郡	—	神掃石公		『統紀』神護景雲2.8.癸卯
			—	大神掃石朝臣		『統紀』神護景雲2.8.癸卯、『類史』延暦20.6
		意宇郡	—	神人		『統紀』神護景雲2.8.癸卯
			—	大神掃石朝臣		『統紀』神護景雲2.8.癸卯
	石見国	大市郡	—	神直		粟鹿大明神元記
			—	的大神直		粟鹿大明神元記
山陽道	播磨国	賀茂郡	三和里			平城宮出土木簡（城14-11上51）
			大神郷			和名抄
		宍粟郡	三方里	神人		飛鳥池遺跡出土木簡（飛鳥藤原京1-1308・1309）
				神人(部カ)		飛鳥池遺跡出土木簡（飛鳥藤原京1-1310）
			—		大倭物代主神社	延喜式神名帳
	美作国	苦東郡	美和郷			和名抄
			美和郷			和名抄
		大庭郡	—	神直		粟鹿大明神元記
	備前国	邑久郡	—		美和神社	延喜式神名帳
		上道郡	—		大神神社	延喜式神名帳
		磐梨郡	—		神神社	備前国神名帳
		津高郡	—		神神社	備前国神名帳
	備中国	窪屋郡	美和郷			天平11備中国大税負死亡人帳
			美和郷菅生里	美和首		天平11備中国大税負死亡人帳
			美和郷菅生里	神首		天平11備中国大税負死亡人帳
			美和郷菅生里	神人部		天平11備中国大税負死亡人帳
		浅口評	—	神部		藤原宮出土木簡（荷札集成224）
		下道郡			神神社	延喜式神名帳
	備後国	—	—		大神神	『三実』貞観3.10.20
	安芸国	佐伯郡			大神社	安芸国神名帳
		豊田郡			三輪明神	安芸国神名帳
	周防国	熊毛郡	美和郷			和名抄
		—	—	神人		延喜8周防国戸籍
	長門国	—	—		大神神30戸	新抄格勅符抄
		—	—	大神直		長登銅山跡出土木簡（木研13-132-19）
		—	—	大神部		長登銅山跡出土木簡（木研13-131-4、19-193-6）
南海道	淡路国	三原郡	幡多郷	神人部		粟鹿大明神元記
	阿波国	名方郡	—		大御和神社	延喜式神名帳
	讃岐国	山田郡	田井郷	神人		平城京出土木簡（城24-30上314）
西海道	筑前国	嶋郡	川辺里	大神部		大宝2筑前国嶋郡川辺里戸籍
		志摩郡	久米郷	大神部		元岡・桑原遺跡群出土木簡（木研33-162-9）
		那珂郡	手東里	大□（神カ）君		牛頸ハセムシ窯跡群出土刻書土器
				大神部		牛頸ハセムシ窯跡群出土刻書土器
			—	大神君		牛頸ハセムシ窯跡群出土刻書土器
			—	大神部		牛頸ハセムシ窯跡群出土刻書土器

北海道	筑前国	那珂郡	—	大神部		牛頸井出4号窯跡群出土刻書土器
			—	大神部		日本古代木簡選
		夜須郡	—		大三輪社	『紀』神功撰政前紀
			—		於保奈牟智神社	延喜式神名帳
			—		大三輪社	筑前国風土記(釈日本紀所引)
		—	—		大神神62戸	新抄格勅符抄
	筑後国		大神郷			和名抄
		山門郡	—		大神社	筑後国神名帳
			—		大神神社	筑後国神名帳
		御井郡	—		大神社	筑後国神名帳
			—		大神社	筑後国神名帳
	豊前国	仲津郡	丁里	大神部		大宝2豊前国仲津郡丁里戸籍
		京都郡	—	大神栲田朝臣		『統紀』宝龜2.7.庚戌
		宇佐郡	—	大神朝臣		『統紀』天平20.8.乙卯、天平勝宝1.11.辛卯、天平神護2.10.甲申、宇佐八幡託宣集、扶桑略記
	豊後国	速見郡	大神郷			和名抄
		—	—	大神朝臣		『統紀』天平神護2.10.甲申
	肥前国	高来郡		神		肥前国風土記
		—	—	大神部		多田遺跡出土木簡(木研13-149-1)
		—	—	神人		志波屋二ノ坪遺跡出土墨書土器
不明	—	□(神々)郡	前里			藤原宮跡出土木簡(藤原宮1-169)
	—	—	□木郷	神直□		平城宮出土木簡(平城宮2-2292)
	—	—	□部里	神人部		藤原宮出土木簡(飛19-21中394)
	—	—	大坂里	神		藤原宮出土木簡(飛19-21上387)
	—	—	—	神人部□		石神遺跡出土木簡(荷札集成-293)

[凡例]・古代の史資料から、大神氏に関連する地名(郡名・郷名・里名・駅名)、氏族、神社(神戸含む)を抽出した。

・表記は、原則として出典にしたがった。

・史資料の略称は、以下の通り。

紀=日本書紀 続紀=続日本紀 後紀=日本後紀 続後紀=続日本後紀 文実=日本文徳天皇実録 三実=日本三代実録 姓氏録=新撰姓氏録 和名抄=和名類聚抄 木研=木簡研究 荷札集成=評制下荷札木簡集成 飛=飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報 藤原宮=藤原宮木簡 飛鳥藤原宮=飛鳥藤原宮木簡 平城宮=平城宮木簡 城=平城宮発掘調査出土木簡概報 長岡京=長岡京木簡

・作成に当たっては、中山和敬『大神神社』(学生社、一九七一年)、阿部武彦『大神氏と三輪神』(日本古代の氏族と祭祀)吉川弘文館、一九八四年、初出一九七五年)、大神神社史料編修委員会編『大神神社史料』九(吉川弘文館、一九七八年)、和田萃『三輪山祭祀の再検討』(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下(塙書房、一九九五年、初出一九八五年)、池辺彌『古代における地方の大神神社』(『古代神社史論攷』吉川弘文館、一九八九年)、前田晴人『三輪山—日本国創世神の原像』学生社、二〇〇六年)などを参考にした。

・データの検索には、奈良時代古文書・平安遺文フルテキストデータベース(東京大学史料編纂所)、木簡データベース(奈良文化財研究所)、墨書・刻書土器データベース(明治大学日本古代学研究所)などを利用した。

Distribution of the Oomiwa-Uji Clan and Its Historical Background

Masanobu Suzuki

Previously, I had to analyze the development of the Oomiwa-Uji clan. At that time, I picked up Ootataneko, Ootomonushi, Iwatoko, Musa, Kotohi, Sakau, Osazaki, Funya, Togane, Koobito and Takechimaro. Based on it, in this paper, I analyzed the distribution of the Oomiwa-Uji clan in the Japanese Islands.

In the first chapter, I analyzed the Complex clan. The configuration of the Oomiwa-Uji clan was reorganized in the late eighth century. Mainstream and tributaries of the clan has built a relationship by regional unity and foreign policy.

In the second chapter, I analyzed the Legend of Mt. Miwa. The Yamato sovereignty has expanded its territory to the east and west, was to send troops overseas. Along with it, the Oomiwa-Uji clan is spread all over the country.

In the third chapter, I analyzed the governing institutions of the Yamato sovereignty. Miwahito, Miwahito-be and Miwa-be has been organized with the expansion of Hito-system and Bemin-system. Then Miwa-no-atai and Miwabe-no-atai has been organized with the expansion of Kokuzo-system.

In previous studies, the character as a God of war of the Legend of Mt. Miwa has been emphasized. Therefore, distribution of the Oomiwa-Uji clan has been described vaguely. But, distribution process of the Oomiwa-Uji clan can be more clearly by considering the re-

lationship between the governing institutions of The Yamato sovereignty and the clan.

